

喀痰吸引等研修事業（第三号研修）

実地研修の実施要件について

I 実地研修実施機関となる要件について

実地研修を実施しようとする事業所等については、実地研修実施機関として登録研修機関（TBC福祉教育センター）から委託いたしますので、以下の要件を整備してください。

1 利用者の同意について

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、たんの吸引等の実地研修の実施と介護職員等、利用者のかかりつけ医等の医師、訪問看護事業所等との連携対応について介護職員等から説明を行い、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて、利用者から同意を得、同意書を作成すること。

2 医療関係者による的確な医学管理について

- (1) 利用者のかかりつけ医等の医師から指導看護師に対し、指示書等書面による必要な指示があること。
- (2) 指導看護師の指導の下、介護職員が実習を行うこと。
- (3) 利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画を記載した実施計画書を作成すること。

3 実地研修におけるたんの吸引等の水準の確保について

- (1) 実地研修においては、「指導者養成講習」を修了した指導看護師が、「介護職員基本研修」を修了した介護職員を指導すること。
- (2) 利用者に関するたんの吸引等の行為について、利用者のかかりつけ医等の、医師、指導看護師及び介護職員の参加の下、技術の手順書を整備すること。

4 体制整備について

- (1) たんの吸引等を実施する事業者は、安全の確保のための体制の整備を行うため、在宅の場合には、利用者ごとに医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスを実施するなど、訪問看護事業所等との連携による安全確保体制を整備しておくこと。また、施設等の場には、関係者からなる安全委員会を設置すること。
- (2) 利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師及び介護職員との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制を整備すること。
- (3) たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書を整備すること。
- (4) 指示書や指導助言の記録、実施の記録を作成し、適切に管理・保管すること。
- (5) ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師及び介護職員の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。

- (6) 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされるとともに、夜間をはじめ緊急時に利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師との連絡体制を構築すること。
- (7) 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

5 地域における体制整備について

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

6 実地研修における安全の確保について

- (1) 実地研修において事故が発生した場合は、施設長等は速やかに指導看護師等に報告し、適切な処置を講ずること。また、その状況を登録研修機関（TBC福祉教育センター）、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (3) 施設長等は、実地研修中の行為についても対象としている損害賠償保険に加入する等の適切な対応をとること。
- (4) 施設長等は、実地研修における安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう介護職員への周知徹底を図ること。

II 実地研修実施機関の手続きについて

【提出書類】

別紙「喀痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書」に次の(1)～(5)の書類を添付して、実地研修を開始する前に速やかに提出してください。

※登録研修機関（TBC福祉教育センター）と実地研修委託契約を締結することとなります。

- (1) 実地研修実施計画書
- (2) 定款（寄付行為）及び登記事項証明書
- (3) 業務規程
- (4) 指導看護師名簿
（添付書類）
 - ・ 指導看護師養成研修修了証明書の写し
 - ・ 指導看護師履歴書
 - ・ 看護師資格免許証の写し
- (5) 研修機器及び参考図書等一覧

※実施計画書等作成後、登録研修機関（TBC福祉教育センター）と「実地研修事業業務委託契約書」を締結することとなります。

【提出先】

〒321-0963 宇都宮市南大通り 2-1-2 7F
TBC福祉教育センター 喀痰吸引等研修事務局